

当座預金キャッシュカードの発行に伴う

各種キャッシュカード規定の変更について

令和7年3月吉日

お客様各位

平素より東栄信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、政府は、令和8年度末までに紙の手形・小切手を廃止し、全面的に電子化することを目指しており、これを受けて全国銀行協会においても「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづく取組みが進められています。

こうした背景を受け、当金庫では、小切手を使用せず窓口やATMにてお取引を可能とするため、新たに「当座預金キャッシュカード」の取扱いを開始いたします。

併せて、「各種キャッシュカード規定」を変更いたします。

記

1. 新たに発行するキャッシュカード

- ◆ 当座預金キャッシュカード（法人用）
- ◆ 当座預金キャッシュカード（個人事業主用）

2. 変更する規定

各種キャッシュカード規定

3. 取扱開始日

令和7年4月1日

以上